

議案第 6 号

令和 7 年度埼玉西部消防組合一般会計予算

令和 7 年度埼玉西部消防組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 0 , 2 3 7 , 1 7 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

令和 7 年 1 月 2 8 日提出

埼玉西部消防組合管理者 谷ヶ崎 照 雄